

## 「第三次循環型社会形成推進基本計画(案)」に対する意見

### ○意見提出先

環境省廃棄物・リサイクル対策部循環型社会推進室

○案の公示日：2013年4月4日

意見提出日：2013年5月7日

### ■提出意見①■

#### ＜該当箇所＞

社会経済システムとして2Rを推進すべく、国民・事業者が行うべき具体的な2Rの取組を制度的に位置付けることを検討する。

#### ＜意見内容＞

制度的に位置付けるにあたっては、安全・品質の確保も含めた環境の整備が不可欠である。

#### ＜理由＞

2Rの推進を制度的に位置付けるにあたって、とくに、リユース品については、製品の使用期間や場所等を考慮した上での安全・品質確保等の環境整備が不可欠である。一般論としての制度的な網かけを言及する前に、そうした環境整備が市場のニーズや経済性、ビジネスとしての実現性など、社会的に有意であるかどうか、推進すべき製品・分野の判断基準等を明確にしていくべきである。

例えば、電気・電子製品の中では、平成20年に「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」が取りまとめられ、実施されている。<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10203>同ガイドラインでも、2Rのうち、特にリユースについては、製品の特性から安全・品質上の課題も取り上げられている。

したがって、製品・分野によっては、慎重な検討が必要とされる場合もある。

### ■提出意見②■

#### ＜該当箇所＞

今後、大量に導入されることが予想される太陽光パネルや風力発電などの再生可能エネルギーに関する製品・設備について、使用済みになった後のリユース・リサイクルや適正処分を円滑に進めるための検討を行う。

<意見内容>

再生可能エネルギー製品・設備の使用済み後の取り扱い、その検討については、普及拡大の方向性と矛盾が生じないように、製品・設備毎に、経済性・安全性及び将来的な市場動向も勘案して、リサイクル技術や適正処分技術について、研究開発・実証事業等のロードマップを明確にしていくべきである。

<理由>

再生可能エネルギー製品・設備は、使用済みになった段階では、それらが長期間屋外の様々な環境で使用されてきたことから、耐久性の低下や性能劣化などを考慮すべきであり、少なくとも、リユースについては実現性が難しいものと理解する。他方、リサイクルや適正処分については、例えば、太陽電池モジュールの分解リサイクル技術などは、NEDO などにおいて研究されている状況にある。

こうした状況から、使用済み後の取り扱いについては、リサイクル及び適正処分をベースに、必要なリサイクル技術の開発とともに、社会コストもミニマムとなるような制度的枠組みを検討していく必要がある。とりわけ、再生可能エネルギー製品・設備は、政府においても普及拡大を目指していく方向性にあり、将来の導入計画を踏まえ、その間に、関係省庁間で連携の上、

リサイクル技術や適正処分技術についてその研究開発・実証事業等のロードマップを明確にしつつ、検討を推進していくべきと考える。

以 上

問い合わせ先：JEMA 環境部

TEL 03-3556-5883